

「相続コンサルティングのポイント Vol3

～相続発生後のスケジュールとポイント～」

こんにちは、株式会社 ZUU の富田和成です。

ここまでで、相続対策ステップの基礎や相続税の改正情報について解説しました。

3 回目の今回は、相続が発生した後の時間的なスケジュールとその時期ごとのポイントについてまとめていきたいと思います。



○相続開始後の手続きの時間的なスケジュール

相続開始後は、時間的に以下のようなスケジュールをたどることになります。

1. **被相続人のご臨終**
↓ 死亡届・埋葬許可申請（実際には葬儀業者）
2. **お通夜、本葬、初七日**
↓ 遺品の整理・遺産の確認・遺言書の確認と検認手続き（家庭裁判所）
3. **四十九日の法要**
↓
4. **相続放棄・限定承認**（3ヶ月以内・家庭裁判所）
↓
5. **準確定申告**（4ヶ月以内・税務署）
↓
6. **相続税の申告**（10ヶ月以内・税務署）

※時間的制限はないが可能な限り早いほうが良いもの

- ・遺産分割
- ・相続を原因とする不動産の所有権移転登記

○コミュニケーション

もちろんお通夜や本葬の際には、慌ただしさと世界に一人しかいない故人を偲ぶ気持ちで法務・税務などの話ではないのが通常ですが、故人の遺産・負債が大きいことが予測される場合には、初七日までには少しだけでも法務・税務の話をして頂くように顧客の背中を押す必要があります。相続手続きを円満に進めるためには何より相続人の方同士でのコミュニケーションがもっとも重要です。

○遺産の確認と相続放棄

アドバイスプロセスにおいて、次に配慮していただきたい大切なポイントは相続放棄です。

相続放棄は、遺産の全てを承継しないことを家庭裁判所に認めてもらう手続きを言いますが、話し合いなどではできないこととなっています。つまり、必ず家庭裁判所を利用しなくてはなりません。

相続放棄の期間は、原則として相続開始を知ってから3ヶ月以内に行わなくてはなりません。この相続放棄を行う主要な目的は故人の負債が多い場合にその負債を承継しないようにするということにあります。そのため、相続放棄をされるかどうかのご判断に当たっては故人の資産と負債を調査することがとても重要になってきます。

特に、故人が事業をされていたような場合には特に注意を払いたいところです。例えば、事業運営のために個人的に商工ローンを利用しておられる場合があったり、商売上の「義理・付き合い」から、第三者の保証人になっているケースなどがあります。相続放棄をしなければこれらの負債や保証人等の地位がすべて相続人の方に承継されてしまうこととなります。

相続放棄をするべきか否かについては、負債が明らかに多い場合には、問題なく相続放棄をすることがおすすめてできます。しかし、遺産がさまざま、例えば、非上場会社の株式・価値算定が難しい不動産・預貯金などと混同している場合には、放棄をすべきかどうか为难しくなります。だからこそ、そのような保有資産が複雑な顧客に対しては、定期的に正味の遺産がいくら程度か、万が一の場合に相続放棄をしたほうが良いかという点などを明確化しておくこと顧客との信頼関係の向上にも繋がります。ちなみに、相続放棄をするか否かは、四十九日の法要の時期を目処として決めることが望ましいと言えます。

○相続税の納付

そして、最後の大きなポイントは相続税の納付です。相続税は、故人の相続開始を知った日の翌日から起算して10ヶ月以内に行わなければなりません。相続税が発生する可能性がある場合には、多くの場合、税務署から「相続についてのお尋ね」という書面が届きます。この書面が届いたら相続税発生の可能性を考えなければなりません。ただ、このような「お尋ね」がなくとも値上がりした金融資産をお持ちの場合など相続税が発生することもあります。相続税が発生する場合には、その納税資金の資金繰りを考えることも非常に重要となります。資金繰りが十分でない場合、例えば先祖伝来の大切な土地・建物を物納しなければならないことともなりかねません。そのために、早い段階から、顧客の相続財産の計算、そこから相続税予想額の算出、そして相続税支払いの備えということを考えておくことで、対策のための選択肢が広がることとなります。

<著者プロフィール>

富田和成

株式会社ZUU 代表取締役社長兼CEO

http://zuu.co.jp/company/ceo_message

大学在学中にソーシャルマーケティングにて起業。2006年に一橋大学を卒業後、野村証券株式会社に入社。支店営業にて同年代のトップセールスや会社史上最年少記録を樹立し、最年少で本社の超富裕層向けプライベートバンク部門に異動。その後シンガポールへの駐在とビジネススクールへの留学やタイへの駐在を経て、本店ウェルスマネジメント部で金融資産10億円以上の企業オーナー等への事業承継や資産運用・管理などのコンサルティングを担当。

2013年3月に野村証券を退職し、2013年4月株式会社ZUUを設立、現在に至る。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488